# 西宮市肝炎ウイルス検診個別勧奨事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、肝炎ウイルス検診における受診促進を図るとともに、肝炎の早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的として、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 19 条の２に基づく健康事業として位置づけられている肝炎ウイルス検診等実施要領の一部改正（平成 26 年 3 月 31 日健発 0331 第 39 号厚生労働省健康局長通知）に基づき、西宮市が実施する個別勧奨事業の肝炎ウイルス検診（「以下、個別勧奨肝炎ウイルス検診」）について必要な事項を定める。

（対象者）

第２条　個別勧奨肝炎ウイルス検診の受診日において西宮市の住民基本台帳に登録されている市民であって、次に掲げる年齢の者で過去に肝炎ウイルス検診受診歴がない者（以下「対象者」という。）とする。ただし、この検診以外の検査によることが望ましい者については、診療を優先とし受診をさせないものとする。

※当該年４月１日時点の節目年齢である対象者

| ※年齢<br>（当該年度年齢） | 40 歳<br>(41 歳) | 45 歳<br>(46 歳) | 50 歳<br>(51 歳) | 55 歳<br>(56 歳) | 60 歳<br>(61 歳) | 65 歳<br>(66 歳) |
|---|---|---|---|---|---|---|

（市外居住者の特例受診）

第３条　個別勧奨肝炎ウイルス検診の受診日において、西宮市外に住所を有する前条に該当する年齢の者で、特別な事情により受診させる必要があると市長が認める者については、西宮市が実施する個別勧奨肝炎ウイルス検診を受診する事ができる。（以下「特例対象者」という。）

（台帳の整備）

第４条　当該年４月 20 日（以下「基準日」という。）において、西宮市の住民基本台帳に登録されている市民のうち、第２条に該当する年齢の者（以下「基準日の対象者」という。）を整理するため、肝炎ウイルス検診台帳を作成する。

２　基準日以降において、対象者又は特例対象者となった者については、必要に応じて肝炎ウイルス検診台帳に追記するものとする。

（クーポン券及び検診手帳の送付）

第５条　市は、基準日の対象者に対して、肝炎ウイルス検診の費用が無料となる肝炎ウイルス検診無料クーポン券（以下「クーポン券」という。）を送付する。

２　クーポン券の有効期限は、当該年度３月 31 日とする。

（クーポン券の再交付等）

第６条　市は、対象者及び特例対象者がクーポン券を破損し、また亡失したことにより、クーポン券の再交付が必要と認めた場合はクーポン券を再交付する。

２　基準日以降に西宮市に転入した対象者が、クーポン券の交付を必要とする場合はクーポン券を交付する。

（受診回数）

第７条　受診回数は、同一者に対して一生涯で１回とする。

（実施機関）

第８条　市が委託する医療機関（以下「委託医」という。）および検診機関において実施する。

（検診内容）

第９条　検診内容は、西宮市肝炎ウイルス検診実施要綱の第４条の内容とする。

（検診の委託）

第 10 条　検診の委託内容は、西宮市肝炎ウイルス検診実施要綱に準ずる。

（検査結果判定）

第 11 条　検査結果判定は、西宮市肝炎ウイルス検診実施要綱の第５条の内容とする。

（受診方法）

第 12 条　受診希望者が直接実施機関へ申込み、受診をする。

２　クーポン券対象者はクーポン券を持参の上、受診をする。

（検診の費用及び実施）

第 13 条　対象者及び第３条の特例対象者は、クーポン券を実施機関に提出するとともに、次項に規定する本人確認を受けた後、無料で個別勧奨肝炎ウイルス検診を受診できる。

２　実施機関は、対象者等が提出したクーポン券に記載された氏名、住所及び生年月日と当該対象者の健康保険証、運転免許証等に記載された氏名等を照合して、本人確認を行うものとする。

３　実施機関は、個別勧奨肝炎ウイルス検診を受診した対象者等が提出したクーポン券に必要事項を記載の上、市に提出するものとする。

（検診料の償還払い）

第 14 条　市は、当該年４月１日からクーポン券送付までの間に対象者が、実施機関で個別勧奨肝炎ウイルス検診を受診し、当該実施機関に検診料を支払った場合は、次表に掲げる額を償還するものとする。

（1）この助成を受けようとする者は、個別勧奨肝炎ウイルス検診償還払いに係る請求書、クーポン券を市長に提出するものとする。

| 償　還　額 | |
|---|---|
| 集団検診 | 個別検診 |
| 700 円 | 1,200 円 |

（結果通知及び事後指導）

第 15 条　市及び実施機関は、検診結果を 4 週間以内に速やかに受診者へ通知する。また、精密検査を要する者については、精密検査依頼書を検診結果票に添えて受診勧奨を行う。

２　市は、精密検査を要する者の受診状況並びに受診結果を把握するとともに、精密検査未受診者に対して受診の勧奨に努める。

（精密検査に要する費用）

第 16 条　精密検査及び治療等に要する費用（保険診療）については、受診者が負担する。

（記録の整備及び秘密の保持）

第 17 条　記録の整備については、西宮市肝炎ウイルス検診実施要綱に準ずる。

２　この事業の実施に従事した者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)を遵守するものとし、実施に関して知り得た市民の個人情報を他に漏らしてはならない。

（規定外事項）

第 18 条　この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和２年４月１日から実施する。

（施行期日）

この要綱は、令和５年４月１日から改正して施行する。